

新たな県立学校施設再整備計画策定支援業務委託仕様書

1 業務委託名

新たな県立学校施設再整備計画策定支援業務委託

2 履行期間

契約締結日から令和9年3月25日まで

- (1) 発注者が現時点で想定する業務の進行計画については、(別添1)新たな県立学校施設再整備計画策定支援業務委託ロードマップのとおりであるが、受注者は当該進行計画を踏まえ、別途、実現可能な工程計画を策定すること。
- (2) (別添2)新たな県立学校施設再整備計画策定支援業務委託詳細業務リストを参考に、業務期間終了ごとに各成果物を提出すること。

3 業務目的

本県の県立学校は、約7割の学校が築40年以上と、校舎等の老朽化が深刻な状況となっている。特に、昭和48年～62年ごろに実施した、高校100校新設計画によって建てられた学校が軒並み、築40年を超えており、今後は、加速度的に目標耐用年数(80年)に達する学校が増加する。

県では、現在、(別紙1)新まなびや計画(H28～R9)に基づき、校舎等の耐震化を中心に取り組んでいるが、令和10年度からの次期計画においては、校舎等の建替えを中心に既存の校舎の長寿命化対策、体育館空調整備、エレベーター整備等の課題に対応していくための計画を策定する方針である。

そこで、これからの県立学校で学ぶ子どもたちのために、学校関係者や県民等の意見を十分に反映させつつ、新しい時代に求められる質の高い学校施設を実現するための「神奈川県立学校施設再生計画(リビルドプラン)(案)」を策定するため、専門的な知識や豊富な経験を有する民間事業者が策定に係る支援を業務委託するものである。

4 対象施設

神奈川県立学校 164校の校舎等

高等学校134校、中等教育学校2校、特別支援学校28校(令和7年4月1日現在)

(横浜南支援学校は、県立こども医療センターに併設されているため対象外)

詳細については、別添3「建物情報一覧表 リビルドプランマスターデータ」及び別紙2「県立学校の施設状況一覧」のとおり

5 業務内容

「神奈川県立学校施設再生計画(リビルドプラン)(案)」を策定するにあたり、次の支援業務を委託する。

(1) 計画策定にあたる背景・目的等の整理

本計画の上位・関連計画（総合計画、公共施設等総合管理計画、かながわ教育ビジョン、県立高校改革基本計画、かながわ特別支援教育推進指針等）や国の「高校教育改革に関するグランドデザイン2040（仮称）」や「高校無償化」に関する動向などを踏まえ、本計画策定にあたっては関連計画との整合性を図りながら、計画策定の背景・目的及び学校施設の目指すべき姿を整理する。

(2) 学校施設を取り巻く現状と課題の整理

ア 別添3「建物情報一覧表 リビルドプランマスターデータ」及び別紙2「県立学校の施設状況一覧」等から県立学校施設の築年数や改修履歴、配置の状況を把握する。

イ 発注者が提供する資料から学校施設の老朽化の状況やバリアフリー化の状況等を把握し、学校施設が抱える課題を整理する。

(3) 建替え・長寿命化対象校の選定支援

ア 計画対象施設164校のうち、県立高校及び中等教育学校136校について、発注者が提供する旧学区等の情報をもとに、近隣校を20地区程度にグループ分けを行い、当該グループごとの学校について築年数をベースに建替えの優先順位を設定する。

イ 上記アで設定した優先順位を踏まえ、今後、優先的に建替えるべき20校を選定する。この20校については発注者が主体的に選定を行うが、受注者は、建替え工事中の非活用校（予定校含む）への一時移転の実現可能性について、建替対象校との距離や最寄り駅からの距離、生徒数や教室数などを分析するなど、発注者の選定を支援する。

ウ 上記イで選定した20校について受注者は現地調査を行い、対象校の校舎等の劣化状況等を目視により確認するほか、対象校の近隣地域状況（都市計画や近接する住宅、工業施設、商業施設、道路の状況等）を把握するとともに、発注者が提供する公有地整理に関する状況を踏まえ、建替えを行うにあたっての大きな課題を整理する。

エ 上記ウの現地調査を行う際には、学校管理者に対して、現校舎における施設面の課題のヒアリングを行う。

オ 上記イ～エの結果を踏まえ、上記イで選定した20校について、想定される建替え方法のパターン案を作成する（非活用校への一時移転、グラウンド側へ建替え、仮設校舎の要否等）。パターン案の作成にあたっては、可能な限り、仮設校舎を設置しない建替え方法を検討するものとする。

なお、建替えにあたっては、原則として、棟ごとではなく、学校全体の建替えを行うものとし、敷地内に築年数の浅い建物がある場合は、発注者と協議のうえ、当該建物を残した形での建替え方法や配置計画の案を作成するものとする。

カ 上記イで選定した20校以外の学校については、当面の間、長寿命化対策を行うこととなるため、受注者は、発注者とともに長寿命化対策の優先順位の考え方を整理し、長寿命化対策を優先的に実施すべき学校の選定を支援する。

(4) 特別支援学校の建替え検討

ア 特別支援学校（横浜南支援学校を除く）28校について、築年数や各校の課題を考慮し、高校とは別に、建替えの優先順位及び有効な整備手法を検討し、整理を行う。

なお、各校の課題把握は発注者とともに、神奈川県教育委員会支援部特別支援教育課（以下、特別支援教育課という。）へヒアリングを行うものとする。

イ 特別支援学校の建替えには、特に配慮を必要とするため、特別支援教育課等に行った建替えに関するヒアリング結果を踏まえ、耐用年数期限に近い3校をサンプル校として選定し、移転、リロケーション方式、仮設校舎を利用した建替え手法を学校ごとに整理する。

ウ さらに、特別支援学校の建替えに関しては、工事中の騒音に敏感な児童・生徒もいることから、他の自治体の建替え・大規模改修工事の事例を調査するなど、有効な建替え方法について検討し、発注者に助言を行う。

(5) 建替え等に要する概算工事費の算出

ア 建替え工事に要する概算工事単価を設定する。なお、建替え工事に要する概算工事単価については、発注者が過去の実績から暫定的に算出しているが、受注者は近年の建設物価上昇を踏まえ、発注者が算出した単価の妥当性を検証し、最新の単価に置き換えるとともに、その根拠を財政当局へ説明できるよう整理を行う。

イ 上記アで設定した単価に基づき、上記(3)イで選定した20校に加え、(4)イで選定した特別支援学校3校の計23校について建替えに要する概算工事費を算出する。

ウ 計画対象施設164校を県立高校等と特別支援学校に分類し、発注者が分析した建替校数平準化の考え方を踏まえ、築80年で機械的に建替えを行った場合と、一部を前倒しで建替えることとし事業量を平準化した場合の事業費の比較を行い、建替校数平準化の必要性を整理する。

エ 発注者と協議を行いながら建替えに要する標準スケジュール（基本構想～建替え工事完了（校舎解体後のグラウンド整備を含む））を設定し、年間1～3校の建替えを行った場合の、それぞれの設計・工事の状況を図解するとともに、計画期間ごとの概算工事費（設計費等含む）を算出する。なお、計画期間は、当面、令和10年から10年ごと3期（第1期：R10～R19、第2期：R20～R29、第3期：R30～R39）を想定している。

オ 上記エで分析した年間建替校数の概算工事費等をもとに、発注者とともに、現実的に実現可能な年間建替校数を検討し、当該年間建替校数に基づき、計画期間における各年度の概算工事費を算出する。

カ 上記オで算出した建替えに係る概算工事費のほかに、維持修繕費、改修費、除却費、関連費等及びそれ以外の小規模建物（部室棟など）建替えに係る概算工事費について計画期間内の概算工事費を算出し、計画期間内における中長期的な施設整備費の全体像を整理する。

なお、改修費には、長寿命化改修費のほか、体育館への空調整備費やエレベーター

整備費を含むものとし、直近の予算単価や整備計画等について発注者と協議を行いながら、計画期間内における概算費用の算出を行うものとする。

また、維持修繕費の算出にあたっては、直近の予算単価や建築物のライフサイクルコスト等に基づき、計画期間内における概算費用の算出を行うものとする。

キ 上記カで算出した中長期的な施設整備費については、今後の予算調整や公共施設等総合管理計画への反映などが想定されるため、発注者が更新可能なデータ形式（Excelファイルなど）で算出したうえで、当該データを発注者に提供するとともに、概算費用算出の根拠について、発注者に丁寧に説明を行う。

(6) 建替えの基本方針の検討支援

ア 国や他自治体、私立学校の動向を把握し、新しい学校に必要な施設や設備について整理を行う。

イ 県立学校が地域に求められる公共的な機能（災害や地域のコミュニティーの拠点等）を果たす施設となるよう、他自治体の事例を確認するなど、受注者の知見に基づき発注者に提案を行う。

ウ 効率的な建替えに向けた様々な整備手法や学校施設整備を対象としたPFI導入の一般的なメリット・デメリットを整理する。

エ 建替えにあたっての工法等の工夫（ユニット化した躯体の採用、S造による建築など）について、他自治体の事例を確認するなど、発注者に提案を行う。

(7) 建替え・長寿命化計画（案）の策定支援

上記(1)～(6)を踏まえ、「神奈川県立学校施設再生計画（リビルドプラン）」の原案を発注者と協議のうえ作成する。受注者は、発注者が別途指定する期日までに計画原案の骨子を作成し、発注者の承諾を得たうえで、計画原案の作成を行うものとする。

作成にあたっては、文部科学省作成の「学校施設の長寿命化計画策定に係る解説書」に準拠しながら、概ね20～30頁前後にまとめあげる。なお、次の個別施設計画の必要事項は必ず記載するものとする。

- ① 対象施設
 - ② 計画期間
 - ③ 老朽化対策（建替え・長寿命化）の優先順位の考え方
 - ④ 施設の状態等
 - ⑤ 老朽化対策（建替え・長寿命化）の内容・実施時期
 - ⑥ 老朽化対策（建替え・長寿命化）の費用
- ※ 学校ごとの個票は含まない

6 業務の実施条件等

(1) 初回協議

受注者は、本件調達の契約締結日から 14 日以内に発注者と日程調整のうえで協議を行うこと。その際次の協議提出書類を提出すること。

項目	内容
業務計画書	作業スケジュール、作業内容の実施計画を任意様式にて記載のこと
責任体制及び従事者名簿	契約書別添特記事項第 4 条に係る届出 (別紙 1 様式例参照)
情報セキュリティ事故対処計画	契約書別添特記事項第 13 条に係る書面 (任意様式)

(2) 定例打合せ及び報告

受注者は、本業務の実施において、発注者と適宜打ち合わせを行い、業務の円滑な進捗に努めるものとする。なお、定例打合せについては、1 週間に 1 度程度を基本とし、業務の進捗に応じて、発注者と受注者で協議を行い開催するものとする。

また、打合せの内容については、受注者が記録簿等を作成し、相互に確認するものとする。

なお、協議はオンライン及び書面による開催も可能とする。

受注者は、業務の進捗状況について適宜報告を行うものとし、時期については初回協議時に設定する。

(3) 成果品の提出

次に掲げる成果品を履行期間最終日の令和 9 年 3 月 25 日までに納品すること。

- ① 神奈川県立学校施設再生計画 (A4 縦版・カラー) 3 部
- ② 神奈川県立学校施設再生計画 概要版 (A4 縦版・カラー) 3 部
- ③ 神奈川県立学校施設再生計画 骨子 (A4 縦版) 3 部
- ④ 学校別課題状況調査票 (任意様式) 1 部
- ⑤ その他報告書・根拠資料 1 部
- ⑥ 打合せ記録簿 一式
- ⑦ 電子データ (①～⑥に係る電子データのほか、建替えシミュレーションや学校施設整備費算定に係る電子データを含む)
- ⑧ その他発注者と受注者が協議のうえ、成果品と認める資料

なお、①及び②については、成果品の納品前に発注者に内容の説明を行うこと。説明の時期については、発注者と受注者が協議のうえ定めるものとする。

7 法令等の順守

受注者は、本仕様書に定める事項のほか、「神奈川県の新たな学校施設再整備計画策定

支援業務委託募集要項」(以下、「募集要項」という。)における所定の条件を満たすとともに、本業務の実施にあたり、本事業に係る他関係法令等の遵守を徹底すること。

8 機密保護及び重要情報保護

- (1) 本業務の遂行上知りえた秘密を他に漏らしてはならない。契約期間終了後も同様とする。また、納品物(受託業務の過程で得られた記録等を含む)を発注者の許可なく第三者に閲覧、複写、貸与してはならない。
- (2) 本業務の遂行のために発注者が提供した資料、データ等は、委託業務以外の目的で使用しないこと。また、これらの資料、データは、本業務完了時に発注者に返却すること。

9 その他注意事項

- (1) 本業務の遂行に伴う費用は、本仕様書に明記がないものであっても、原則としてすべて受注者側の負担とする。
- (2) 成果品の所有権、著作権及び利用権は、発注者に帰属するものとする。
- (3) 業務完了後に受注者の責に帰すべき理由による成果品の不良個所があった場合は、受注者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は、受注者の負担とする。
- (4) 本業務に文献その他の資料を引用した場合は、当該文献、資料名等を明記すること。
- (5) 受注者は、常に発注者の支援者としての立場に立ち、発注者の利益を守ることを最大の任務と捉え、発注者との高い信頼関係及び倫理性を以って本業務を履行すること。
- (6) 受注者は、募集要項に基づき提出した業務実施体制により、当該業務を履行するとともに、業務提案書における提案事項については、問題点がある場合は改善策の提案を行うなど、発注者の承認を得て業務を履行すること。
- (7) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議の上、定めるものとする。

以上